

## 健康増進法施行細則【抄】

(平成15年8月25日 石川県規則第51号)

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設開始・再開届等)

第3条 法第20条第1項の規定による届出は、別記様式第2号による特定給食施設開始・再開届により行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による届出は、変更に係るものにあつては別記様式第3号による特定給食施設変更届により、休止又は廃止に係るものにあつては別記様式第4号による特定給食施設休止・廃止届により行うものとする。

(特別の栄養管理が必要な給食施設の指定及び取消し)

第4条 法第21条第1項の規定による指定は、別記様式第5号による管理栄養士必置施設指定通知書により行うものとする。

2 法第21条第1項の規定により指定された特定給食施設が省令第7条に規定する施設に該当しなくなったときは、別記様式第6号による管理栄養士必置施設指定取消通知書によりその指定を取り消すものとする。

(栄養指導員による指導)

第5条 法第19条に規定する栄養指導員は、法第22条の規定により特定給食施設に対して指導を行うときは、別記様式第7号による特定給食施設栄養指導票を当該施設の設置者に交付するものとする。